

第5章 高齢者福祉施策の推進

1. 自立支援と生活の質の向上

(1) 高齢者の生活基盤施設の活用

生活に関する不安の解消やねたきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活基盤施設の活用を図ります。

■本市の生活基盤施設

種 類	内 容
在宅介護支援センター	在宅介護の相談など、福祉全般に関する相談や各種公的サービスの連絡調整を行う施設です
老人福祉センター	各種相談に対して適切な援助・指導を行うとともに、健康増進やレクリエーションの機会を提供します
グループリビング	ひとりで生活するのに不安のある高齢者の共同生活施設です
老人憩の家・老人ふれあいの家	高齢者の教養の向上、レクリエーションなどの場を提供します
ケアハウス	高齢のため独立して生活するには不安があり、家族の援助が受けることが困難な方の入所施設です
養護老人ホーム	環境、経済的理由などにより、居宅において養護を受けることが困難な方の入所施設です
生活支援ハウス	ひとりで生活するには不安のある方が生活を送る施設で、各種相談や緊急時の対応などが行われます

※ケアハウス・養護老人ホーム・生活支援ハウスの整備目標

① ケアハウス

平成20年度現在、9か所（定員273人）設置されています。

平成21年度以降、現在の整備水準を維持していくこととします。

■ケアハウス整備目標

単位：か所・人

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
9	273	9	273	9	273	9	273

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

②養護老人ホーム

平成20年度現在、4か所（定員220人）設置されています。

平成21年以降、現在の整備水準を維持していくこととします。

■養護老人ホーム整備目標

単位：か所・人

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
4	220	4	220	4	220	4	220

③生活支援ハウス

平成20年度現在、1か所（定員10人）設置されています。

平成21年以降、現在の整備水準を維持していくこととします。

■生活支援ハウス整備目標

単位：か所・人

平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
1	10	1	10	1	10	1	10

(2)生活支援サービスの充実(介護保険対象外)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など、生活に不安を抱える高齢者に対して、生活支援サービスの充実を図ることが大切です。要介護認定で要支援・要介護には該当しない（自立）と判定された方に対しても、必要に応じてホームヘルパーの派遣、ショートステイサービスの提供などを行い、生活を支援します。

また、心配ごと相談所を設けて、福祉サービスだけでなく、消費者保護・権利擁護など、生活全般にわたり悩みごとや心配ごとの相談を受け付け、生活上の不安解消を図ります。

(3) 高齢者の社会参加

高齢者の社会体験をいかして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めていきます。高齢者の豊富な社会体験をいかすことができる活動内容を検討し、高齢者が生きがいを持ち充実した生活を送ることができるよう支援します。

①生涯学習の推進

高齢になっても自分の人生にあった生きがい・健康づくりなどを見いだせるよう、様々な学習の場を設け、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、大学などとも協力をしながら、地域資源を有効に活用できる環境を整えます。

また、高齢者自身が、今度は生涯学習のリーダーとなって指導的役割を担うことにより、生涯学習の輪を広げられるよう活動を支援します。

②就労の機会の確保

高齢者の知識と経験は地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性はますます高まります。この資源をいかし高齢者が地域社会で活躍ができるよう、シルバー人材センターへの支援を行うとともに、公共職業安定所とも連携を図りながら高齢者の雇用促進・啓発に努めます。

また、ボランティア・NPO団体などとも協力しながら、高齢者の多様な就労機会の確保に努めます。

③参加・交流、余暇活動などへの支援

「おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」をめざすためにも、交流の輪を広げて、誰もが気軽に誘い合いながら余暇活動に参加できる環境を整えることが重要です。そのため、老人クラブ活動の充実とともに、ことぶき大学や寿健康教室などの生きがいと健康づくり事業の推進を図ります。

また、月2回、公衆浴場の無料入浴日を設けたり、老人福祉車（シルバーカー）の購入費補助を行うことにより、外出機会の確保や地域との交流を促進します。

④外出支援サービスの充実

公共交通機関が少ない地域で生活する高齢者に対し、外出支援サービスの提供を継続することにより、認知症予防や介護予防事業への参加の利便性を向上させ、自立支援を図ります。

(4) 認知症高齢者の支援対策の推進

認知症高齢者に対しては、介護保険制度による支援とともに、介護保険対象外においてもサービス提供体制の整備を図ります。

① 認知症高齢者への介護サービス等の充実

平成 18 年度以降、地域支援事業において認知症高齢者への取り組みが進められています。本市では、市内各所に整備された認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護を地域の拠点とし、認知症高齢者への介護サービスの充実を図ります。

② 認知症支援ネットワークの整備

本市では、認知症高齢者への支援の一環として、徘徊高齢者位置情報探索サービス利用者補助を実施していますが、引き続き介護する家族への支援の充実及びサポート体制の構築を図っていくことが必要です。そのため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター、保健センター及び医療機関などが連携して支援するネットワークの構築を進めます。

③ 介護サービス及び介護保険対象外サービス提供体制の整備

施設サービス及び居住系サービスの活用に加えて、認知症対応型通所介護などの在宅サービスの充実を図ることにより、利用者の様々なニーズに応えられるサービスの提供体制の整備を進めます。また、老人福祉センターなど、介護保険外の施設も積極的に活用します。

④ 認知症高齢者への権利擁護の推進

地域包括支援センターが中心となり、認知症高齢者及び家族のための相談窓口を設置し、成年後見制度の利用支援及び広報・啓発に努めます。

⑤ 「認知症サポーター100 万人キャラバン」の推進

認知症に対する正しい理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくために、全国的に「認知症サポーター100 万人キャラバン」の取り組みが進められています。本市においても、「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する地域づくりを進めていきます。また、その講座の講師役となる「キャラバン・メイト」の養成もあわせて進めていきます。

(5) 高齢者への虐待防止の取り組み

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、家族・地域住民との信頼関係の構築が必要です。また、介護保険施設などでは、職員とのよりよい関係を築き上げることも必要です。

しかし近年、高齢者が家族や介護保険施設等職員などから暴力を受けるなどの高齢者虐待が社会問題となっています。

本市では、地域包括支援センターが中心となり虐待防止に取り組みます。

■ 高齢者虐待の例

	内 容
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること
養護を著しく怠ること	高齢者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

① 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域包括支援センターが中心となって高齢者虐待防止ネットワークを構築し、虐待防止から個別支援まで、関係機関・団体などと連携協力をしながら、高齢者や養護者に対する支援を行います。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応

高齢者への虐待を防止するために、高齢者虐待防止ネットワークを活用し、実態把握を行うとともに、日頃から養護者・事業者などへの問題意識の啓発に努め、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

2. 地域支援事業の推進

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加などが予想されることから、高齢者が安心して健康に暮らすためには、一人ひとりができる限り住み慣れた地域で生活を継続することが大切です。

このような観点から、地域包括支援センター・在宅介護支援センターなどが連携を図りながら、介護予防などの地域支援事業を実施し、虚弱な高齢者の生活に関する不安の解消やねたきりの防止などに取り組み、要支援・要介護状態にならないための予防事業を推進します。

(1) 地域包括支援センターと在宅介護支援センターとの連携

本市では、主に地域包括支援センターと在宅介護支援センターが連携し、高齢者の生活を支えています。

両センターが互いの役割を活かし能力を発揮できるよう、絶えず協力関係を緊密にし、高齢者にとって最良なサービスが提供できるような体制づくりを進めます。

(2) 高齢者が元気に暮らせるまちづくり

地域支援事業の主な目的に、虚弱な高齢者が要支援・要介護状態にならないようにすることがあります。これを踏まえ、本市においては、まちぐるみで元気な高齢者を支える体制をつくります。

具体的には、各種スポーツ大会やイベントなどに地域包括支援センター職員、在宅介護支援センター職員、保健師などが出席し、参加者に向けて介護予防に関する知識を普及させるなど、いろいろな機会をとらえて地域支援事業・介護予防事業についての啓発活動を進めます。